

## 令和3年矢巾町議会定例会4月第2回会議目次

議案目次	1
第 1 号 (4月23日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○報告第 1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について	7
○報告第 2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第15号)の専決処分に係る報告について	10
○報告第 3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)の専決処分に係る報告について	18
○報告第 4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	20
○報告第 5号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	20
○報告第 6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	20
○報告第 7号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	20
○報告第 8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る	

	報告について .....	20
○報告第 9号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について .....	20
○報告第10号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について .....	20
○議案第47号	令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について .....	23
○散 会	.....	26
○署 名	.....	27

## 議 案 目 次

令和3年矢巾町議会定例会4月第2回会議

1. 報告第 1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
2. 報告第 2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の専決処分に係る報告について
3. 報告第 3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に係る報告について
4. 報告第 4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
5. 報告第 5号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
6. 報告第 6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
7. 報告第 7号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
8. 報告第 8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
9. 報告第 9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
10. 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
11. 議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について



## 令和3年矢巾町議会定例会4月第2回会議議事日程

令和3年4月23日（金）午後1時30分開議

### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第 2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第 3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第 5号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 8 報告第 6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 9 報告第 7号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第10 報告第 8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第11 報告第 9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第12 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第13 議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室長	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君
産業観光課長	佐藤健一	君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満	君
文化スポーツ課長	田村英典	君	農業委員会事務局長	高橋保	君
教育長	和田修	君	学校教育課長	田中館和昭	君
子ども課長	田村昭弘	君			

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦	君	議会事務局長 補佐	川村清一	君
--------	------	---	--------------	------	---

係 長 佐々木 睦 子 君





---

午後 1時30分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和3年矢巾町議会定例会を再開します。

これより4月第2回会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

2番 吉田喜博議員

3番 小笠原佳子議員

4番 谷上知子議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の4月第2回会議の会議期間は、4月19日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、4月第2回会議の期間は、本日1日と決定しました。

---

#### 日程第3 報告第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、報告第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専

決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の令和3年度税制改正において、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を図るため、税制上の観点から、地方税法、同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税、軽自動車税に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。個人町民税につきましては、非課税の範囲に係る扶養親族の見直しを行うほか、住宅ローン控除について、控除期間の特例措置の延長を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、宅地や農地等の負担調整措置を継続しながら、新型コロナウイルス対策として、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

次に、軽自動車税につきましては、環境性能割において、軽減対象基準を従来の2020年度燃費基準から2030年度燃費基準へと見直すほか、税率を1%軽減する臨時的軽減措置を9か月延長して、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする措置を行い、種別割においては、軽減課税となるグリーン化特例措置を2年間延長するものであります。

以上、今回の改正対象税目について、主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例及び矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、3月31日をもって地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点質問させていただきます。

1点目は、これは国の税法改正に伴うものですが、矢巾町内の状況を伺います。町民税のことですが、非課税扶養控除とか、住宅控除とかありますけれども、何例ぐらいあるのかお伺いします。

2点目は、固定資産税についてもお伺いします。

3点目は、軽自動車税についてもお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、個人町民税の扶養に関してですが、こちらに関しては、地方税法変わりましたが、特段影響はないのではないかと考えております。

住宅ローン控除なのですが、こちらは件数で、今どれだけ取れているかというのは、所得税のほうでは1,200名ほど、そして所得税で控除し切れずに個人住民税のほうに来て控除されている方が800名ほどいらっしゃる状況なのですが、例えば令和2年度に家建て、そのうち申告されている方というのは70名ほど、住民税に関して影響がある方、そのようなのですが、新築がどれだけこれからあるのかというのにちょっと左右されるので、一概に何とも言えません。今の現状はこうですというのしかちょっとお伝えできない状況です。コロナの関係でお家を建て、もうただ、そこに居住を開始できないとか、そういう方が対象になる部分なので、ちょっと算定できないのです。ということで申し訳ございません。今の現状だけをお伝えするにとどめさせていただきます。

固定資産税なのですが、3年度に関しては、課税標準額の据え置き、これが一番大きいわけなのですが、こちらに関しましては、土地に関して約2,000万円ほど本当は上積みできるのではなかったかなと思っております。

あとは、軽自動車税なのですが、こちらはまずグリーン化の特例というのを受けている台数は、令和2年度は195台で、令和3年度は159台なのですが、こちらにも新車の1年目で恩恵を被れるものなので、これがこれからどれくらい推移するのか、ちょっと分からないのですが、大体これくらいの車両は恩恵を被ることができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） そうすると、固定資産税の税改正のことが矢巾町では一番影響と

どうか、効果があるというか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ほかの税と比べまして、確かに固定資産税が一番影響があったと思われる。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

---

日程第4 報告第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第4、報告第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、2款地方譲与税、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金、10款地方交付税、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額し、21款町債について、歳出事業費の確定に伴い減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金の事業費確定に伴う財源更正を行ったほか、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の認定こども園施設型給付事業を増額補正し、2款総務費の乳児特別定額給付金給付事業、町づくり事業、地方創生事業及び戸籍住民基本台帳事業、3款民生費の児童手当給付事業、私立保育園等整備費補助事業

及び子ども医療費助成事業、8款土木費の被災者住宅再建支援事業をそれぞれ減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,300万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,596万4,000円とするものであります。

これらのことについては、令和3年3月31日に、地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 報告第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の詳細について説明いたします。

それでは、6ページにお進みください。第2表、繰越明許費補正です。それでは、款、項、事業名、補正前、補正後の順で説明いたします。6款農林水産業費、1項農業費、産地生産基盤パワーアップ事業124万1,000円、102万9,000円。いわて型野菜トップモデル産地創造事業31万1,000円、25万6,000円。こちら繰越明許費につきましては、3月会議においてご可決いただいているところでございますが、この第2表に記載しておりますとおり、6款農林水産業費の補正を行うものであります。理由といたしましては、農業機械導入に係る補助事業費が確定したことによります減額となります。

7ページにお進みいただきまして、第3表、地方債補正です。こちらは変更となります。変更理由につきましては、事業費、減収額が確定しましたことにより、限度額を下げる内容となっております。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順でご説明いたします。農地整備事業280万円、160万円。公営住宅整備事業1,590万円、1,390万円。史跡公園建設事業1,480万円、1,400万円。体育施設整備事業550万円、500万円。減収補填債800万円、790万円。

次に、事項別明細により説明いたしますので、15ページにお進み願います。歳入補正です。款、項、項の補正額の順で説明いたします。なお、今回の補正は、項目が多くなっておりますが、全て14号補正以降に額が確定したものについての精算を行う内容となっております。

歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税2万円。

同じく2項自動車重量譲与税1,042万2,000円の減、こちらにつきましては、車検時に課税される自動車重量税の市町村譲与分でございます。地方財政計画において示された数値を参考といたしまして予算を計上しておりましたが、今回の精算で、その差異を補正する内容と

なっております。

同じく3項森林環境譲与税3万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金33万1,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金61万1,000円の減。

16ページにお進みいただきまして、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金189万2,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金173万9,000円。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金1,134万1,000円の減、こちらは令和元年度から新しくできた交付金となります。環境性能割の市町村交付分となりますが、県が当初示した見込みをベースに予算計上しておりましたが、今回の精算でその差異を補正する内容となっております。

10款地方交付税、1項地方交付税1億5,397万3,000円、内容につきまして、特別交付税の増であります。大雪による除排雪の経費への財政措置となっております。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金84万9,000円。

17ページにお進みいただきまして、12款分担金及び負担金、1項負担金170万1,000円の減。

14款国庫支出金、1項国庫負担金1,005万3,000円の減、こちらにつきましては、児童手当交付金の主なもの968万5,000円の減となります。いずれも給付実績の確定に伴う減額となります。

同じく2項国庫補助金、主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増2,079万2,000円、こちらにつきましては、第3次交付分を予算計上した内容となっております。下に下がっていただきまして、個人番号カード交付事業費補助金の減447万2,000円でございますが、こちらは地方公共団体情報システム機構の交付金確定による内容となっております。18ページにお進みいただきまして、一番上でございます。子ども・子育て支援交付金の増591万9,000円は、こちら一時預かり等の実績増による補助金の増額。下に下がっていただきまして、施設整備補助金の減343万9,000円は、こちらにつきましては、私立保育園の施設整備に係る補助事業費の減によるものとなっております。下に下がっていただきまして、今度は臨時道路除雪事業費補助金2,700万円、こちらにつきましては、大雪による除雪費用の増加に対する国の臨時的な財政措置となっております。これによりまして、補正額の計は3,857万3,000円となります。

15款県支出金、1項県負担金223万2,000円の減。

19ページにお進みいただきまして、同じく2項県補助金、主なものといたしまして、新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金の増2,915万2,000円、こちらにつきましては、県が新型コロナウイルス感染症対策に充てるための補助金となっております。下に下がっていただきまして、子ども・子育て支援交付金の増482万9,000円、こちらにつきましては、国庫補助金と同様で一時預かり等の実績増による内容となっております。次、20ページにお進みいただきまして、被災者住宅再建支援事業費補助金の減133万2,000円と、下に下がっていただいて、生活再建住宅支援事業費補助金の減120万円、こちらはいずれも実績により減額する内容となっております。これによりまして補正額の計は2,669万2,000円となります。

同じく3項委託金14万1,000円の減。

21ページにお進みいただきまして、21款町債、1項町債460万円の減、こちらは地方債補正で説明いたしましたとおり、事業費減収額がそれぞれ確定したことによる減額となっております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。25ページにお進みます。歳出補正につきましても、14号補正以降に額が確定したものについての年度末精算を行うものとなっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で説明いたします。歳出、1款議会費、1項議会費、こちらは財源更正となります。

2款総務費、1項総務管理費、主なものといたしましては、乳児特別定額給付金給付事業の減401万8,000円、こちらは給付実績確定による減となっております。26ページにお進みいただきまして、上段でございます。公用車購入費312万8,000円の減は、こちらはマイクロバス購入費の入札減となっております。続きまして、消耗品費672万3,000円の減でございます。企画事業の中でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して予定しておりました要支援者等の健康見守り体制構築を皆減にしたことによる減額となっております。この理由でございますが、コロナ禍の健康志向の高まりと世界的な半導体不足によりまして、想定していた機器の入荷が困難になったためでございます。下に下がっていただきまして、地方創生業務委託料600万円の減、こちらにつきましては、駅にありますハバタークの管理委託を当初1年間予定しておりましたが、7月以降企画財政課直営で行ったことによる減額となっております。下に下がっていただきまして、メディカルフィットネス推進事業業務委託料550万9,000円の減、こちらにつきましては、入札減となっております。下に下がっていただきまして、財政調整基金積立事業の増2億7,200万3,000円、これによりまして財政調整基金の積立後残高でございますが、8億6,286万1,000円

となります。これによりまして、この款の補正額は2億4,278万9,000円となります。

次、27ページにお進みいただきまして、同じく3項戸籍住民基本台帳費450万円の減、こちらの内容につきましては、戸籍住民基本台帳事業の減となりまして、地方公共団体情報システム機構の交付金額確定による減となります。

同じく5項統計調査費、こちらは予算の組替えで対応しております。

3款民生費、1項社会福祉費、28ページにお進みいただきまして、補正額の計は320万4,000円の減となります。

同じく2項児童福祉費、主なものといたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の減320万9,000円となります。こちらにつきましては、給付実績確定による減となります。29ページにお進みいただきまして、児童措置事業の減1,359万5,000円は、支給実績確定による減となります。下に下がっていただきまして、保育委託事業の減300万円、こちらにつきましては、入所児童実績確定に伴う減。さらに下に下がっていただきまして、私立保育園等整備費補助事業の減649万6,000円は、保育園のクーラー、フェンス設置に係る補助事業費の確定に伴う減額となっております。30ページにお進みいただきまして、認定こども園施設型給付事業の増600万円、こちらにつきましては、認定こども園における職員の処分加算率の増に伴う給付金の増となります。下に下がっていただきまして、子ども医療費助成事業の減535万1,000円は、給付実績確定による減となります。これによりまして、補正額の計は3,152万7,000円の減となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正額の計は31ページにお進みいただきまして122万円の減。

5款労働費、1項労働諸費、こちらは財源更正となります。

6款農林水産業費、1項農業費、補正額の計は32ページにお進みいただきまして372万7,000円の減、主なものといたしましては、下の段、農業基盤整備事業の減、こちら内容につきましては、環境保全型農業直接支払交付金134万6,000円、こちらは県補助金配分額の減により減額となります。下に下がっていただきまして、工事請負費の170万円、こちらにつきましては、入札減となっております。

同じく2項林業費3万8,000円。

33ページにお進みいただきまして、7款商工費、1項商工費47万6,000円の減。

8款土木費、2項道路橋梁費、こちらは財源更正となります。

同じく4項都市計画費121万9,000円の減。同じく住宅費320万円の減、こちらにつきましては、被災者住宅再建支援事業の減でございまして、実績による皆減となります。



34ページにお進みいただきまして、9款消防費、1項消防費82万9,000円の減。

10款教育費、1項教育総務費、こちらは財源更正となります。

同じく2項小学校費106万5,000円の減。

同じく3項中学校費、補正額の計は35ページにお進みいただきまして287万円の減。

同じく4項社会教育費、補正額の計は36ページにお進みいただきまして410万1,000円の減、こちら主な内容といたしましては、徳丹城跡整備事業の減233万1,000円のうち工事請負費が120万円の減となっております。こちらにつきましては、入札減となります。

同じく5項保健体育費188万3,000円の減、こちらは東京2020オリンピック聖火リレー経費負担金の減でございます。聖火リレー延期による減額となっております。

以上で報告第2号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第15号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点だけ質問させていただきます。ページ数で33ページ、都市公園事業費の減なのですが、120万円ほどなのですが、これは計画の、どういうふうなことで減になっているのか、その詳しいところを教えてください。場所とかお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） この減額につきましては、入札残とか、そういったものが要因として減額という形になりますので、計画した補修箇所につきましては、令和2年度分に関しましては、施工しておりますし、予算的に厳しいものは3年度に行うということで入札残の分を減額というふうな形を取っています。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 実は、矢巾のやはば一くの隣の公園なのですが、あそこは都市公園で1回工事をしたようなのですが、はっきり分からなかったのですが、まだ区画整理のときに不備な設計というか、そういうふうなのではないかなと思うのですが、水回りというか、やはば一くの前の水路、鹿妻上堰の水路なのですが、水が高いところには上がらないのです、下のほうには水は下がるのですが、高いほうにな

るのです。ちょうど角掛モータースのあたりが一番高くなるのですけれども、あれではやっぱり工事が必要だと思うのですけれども、そういう工事は、案はなかったのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） せせらぎ水路になりますが、区画整理前は上堰という形を取っていましたけれども、そこにつきましては、水につきましては鹿妻穴堰の水が上流から来ないと、我々は昔言っている上堰という水路に水、上堰から水をポンプで上げて、せせらぎ水路に流していくという形状を取っていますので、そこにつきましては、鹿妻穴堰土地改良区といろいろ話をしているのですが、なかなかポンプで上げられるくらいの量が来なかったりすると、せせらぎ水路のほうに水を送れないというふうな形になっていましたので、その辺は今後も鹿妻穴堰土地改良区と水の使用については、いろいろ協議しながらやっていきたいと思っておりますし、水路の高低差につきましては、区画整理のほうできちっと整備していますので、不備があったとかということではなくて、単なる水の供給につきまして水の量によって調整がいかないというだけの話ですので、工事が、高低差が悪いとか、そういうことではありませんので、その辺はご理解願いたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 2問だけで終わりです。よろしいですね。本会議での質問は2問まで。

他に質疑ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 30ページの認定こども園関係の給付事業についてお伺いします。

先ほどの説明では600万円の内訳は、職員の改善という形で私聞いたのですが、これはどのような形で、対象者は何人だったのでしょうか、それが1点と。

それから、36ページのオリンピックの聖火リレーの経費の部分、矢巾町ではまだ、今日町民ホールのようにトーチが掲示になっていましたが、これの減額というのは、まだ実施されないのに、具体的にはどのような形のものが減額の対象だったのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 1点目の認定こども園の給付についてのご質問にお答えさせていただきます。

この制度は、技能、経験に応じた保育士等の処遇改善というふうな事業になっていまして、

認定こども園から毎月請求書がこちらに届いて審査してお支払いしておるのですが、この処遇改善加算というのは、年度を精算して、年度末に請求するというふうな流れになっているところ。それで町内の保育士の処遇改善加算につきましては、申請をいただいて、認可を与えて、そして請求してお支払いするというふうなことで完了しておりますけれども、盛岡市の認可分、矢巾町の子どもを盛岡市に委託して見てもらっている部分につきましては、いまだ、盛岡市の認定事務が遅れている関係でまだ不明な状況になっておりますので、先ほど何名分だかというふうなご質問でしたけれども、何名なのかはまだ請求がされていないので、分かりかねます。

その内容ですけれども、保育士の副主任保育士、経験年数おおむね7年以上、あとは職務分野別リーダー、経験年数が3年以上というふうな職員を設定した場合、1人月額5,000円から4万円を加算して給付するというふうな内容になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの経費負担の減ということでございます。こちらにつきましては、令和2年度の6月に、本来であれば、コロナがなければ、聖火リレーを行うという意味での事業経費ということでございました。この事業経費につきましては、矢巾町のオリ・パラ実行委員会のほうに負担金としてお出しして、実行委員会の中の予算で事業を執行するという予定でありました。

具体的な事業の中身といたしましては、聖火ランナーの招聘あるいはのぼり旗等の購入、設置、それから屋外掲示板、横断幕等の設置、それから一番大きいのが、聖火リレーをする際の交通の規制等の警備員、そういった人件費などなど、それから様々な仮設トイレ等の設置などといった予算を計上しておりましたが、令和2年度については、残念ながら1年延期ということで本年6月18日に矢巾町では聖火リレーをするということで、令和3年度の予算でも負担金を計上させて、ご議決もいただいておりますので、令和3年度で執行するという形をお願いするという形をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 30ページの認定こども園の施設型給付事業の増のところの600万円ですけれども、この中身と、あと残っていた北川保育園のクーラーのことについては、どうなったのかお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 30ページの認定こども園施設型給付事業の600万円の増につきましては、先ほど赤丸議員にお答えしたとおりでございます。

あと北川保育園と徳田保育園のエアコンの設置工事は、遅れたのですけれども、3月の初めに終わっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

---

日程第5 報告第3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第6号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第5、報告第3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって県支出金及び国庫支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

歳入につきましては、8款国庫支出金の災害等臨時特例補助金を増額補正し、3款県支出金の保険給付費等交付金及び一部負担金特例措置支援事業費補助金、8款国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、2款保険給付費、4款保健事業費を減額補正し、1款総務費、3款

国民健康保険事業費納付金に関しては財源更正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,448万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,582万7,000円とするものであります。

これらのことについては、令和3年3月31日に、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 報告第3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもちまして、県支出金及び国庫支出金の交付額が確定したことに伴う補正となります。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書でご説明いたしますので、11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。

2、歳入。3款県支出金、1項県補助金、項の補正額4,631万3,000円の減となります。説明欄記載のとおりではありませんが、主に普通交付金におきまして、歳出の療養諸費の各給付額が予算見込みよりも少なくなったことに伴い、県からの交付金額が減額となったことが主な内容となります。

続きまして、8款国庫支出金、1項国庫補助金、項の補正額182万7,000円の増であります。新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免の特例措置分としまして、災害等臨時特例補助金が増額となったものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、項の補正額3,478万1,000円の減。

16ページに参りまして、同じく2項高額療養費、項の補正額895万6,000円の減であります。歳入でも触れましたとおり、各給付額が予算見込みよりも少なくなったことに伴い、減額を行うものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。同じく3項移送費、項の補正額3万1,000円の減、6項傷病手当金、項の補正額50万円の減であります。給付該当者がいなかったため、皆減としております。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、補正額はございませんが、こちらは交付金等の増減に伴う財源更正によるものとなります。

4 款保健事業費、1 項保健事業費、項の補正額は21万8,000円の減であります。特定健康診査委託料を減額するものでございます。

以上をもちまして、報告第3号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

---

日程第 6 報告第 4 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第 7 報告第 5 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第 8 報告第 6 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第 9 報告第 7 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第 10 報告第 8 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第 11 報告第 9 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第 12 報告第 10 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

日程第6、報告第4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてから日程第12、報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてまでの報告7件は、自動車破損事故に係る専決処分の報告であ

りますので、一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、報告第4号から日程第12、報告第10号までの報告7件については、一括しての報告とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました報告第4号から報告第10号までの自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告いたします7件の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字上矢次第2地割及び第7地割地内の町道安庭線並びに矢巾町大字煙山第5地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に、道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤやホイールを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町で支払う相手方の破損部分に係る賠償金につきましては、報告第4号における本町の過失割合は5割との査定から、修理代金総額7,260円のうち3,630円。報告第5号における本町の過失割合は6割との査定から、修理代金総額1万2,500円のうち7,500円。報告第6号における本町の過失割合は5割との査定から、修理代金総額2万3,920円のうち1万2,000円、報告第7号における本町の過失割合は6割との査定から、修理代金総額1万7,000円のうち1万200円。報告第8号における本町の過失割合は6割との査定から、修理代金総額3万8,000円のうち2万2,800円。報告第9号における本町の過失割合は5割との査定から、修理代金総額5,880円のうち3,000円。報告第10号における本町の過失割合は6割との査定から、修理代金総額9,695円のうち5,900円となっております。

なお、報告第4号については3月31日、報告第5号、報告第6号及び報告第7号については4月13日、報告第8号については4月15日、報告第9号については4月20日に、報告第10号については4月21日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。ただいまの報告7件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

それでは、質疑ございませんか。

1 番、藤原信悦議員。

○1 番（藤原信悦議員） 案件を見ていますと、同じ場所で時間を置いて発生しています。煙山第5地割地内が3件、それからもう一つが安庭線のところでもやっぱり3件、立て続けに起こっておりますけれども、質問は、1つ目は、これは同じ場所ですか。

それから、立て続けに起きるということは、1回目事故が発生して、現場に行かれて、その後何か処置を取らなかったのではないかとちょっと疑うのですけれども、その辺の対応はどのようになっていたのかを確認いたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 西部開拓線、これは町の総合グラウンドの西側付近の箇所になりまして、まずほぼ同じ箇所での事故となります。それと、町道安庭線につきましては、高速道路のちょうど高架下の辺りが1件ありますし、そのほかは旧煙山農協の交差点付近で同じ場所での事故という形になっております。

これにつきましては、発生が早朝だったり、夜間17時、18時というふうな形になっておりまして、立て続けにやはり前の方がパンクした後すぐパンクしたというような感じで、通報を受けたときには、もう2台が既にパンクしていたというような状況になっています。そのくらい大きな穴だったというふうに認識しております。こういった部分から考えますと、我々も処置のほうには向かっておりましたけれども、やはりもう既にそのときには事故が発生していたというふうな形で、我々はその後パトロールして、その箇所を含めて全体的にパトロールをしてやっておりました。

再三町長のほうからも3年前にもやはり20件ほどパンク事故が発生したので、そういったことにならないようにというような指示を受けてパトロールを行っておりましたが、こういう結果になってしまいまして、まだ3件ほど示談となっていない件数ありますので、それにつきましては、今事故発生者と協議を行っているところですが、引き続き我々も道路のパトロールにつきましては、継続して強化していきたいと思っておりますし、夏場でも昨年同じ箇所で3台ほどパンクしたという例もありますので、その辺注意しながら行ってまいりたいと思います。



本当に大変申し訳ありませんでした。今後も引き続きパトロールしていきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 私もでこぼこ気になりまして、あちこち見てはいるのですが、補修の仕方についてちょっとあれでいいのかなという疑問があります。というのは、高低差が出るのです。補修したところは高くなって、従来のところは低くなるという、そしてその熱をかけて、圧もかけているようだけれども、意外とそのでこぼこ差があるために振動で外れて、一気に抜けるというパターンが多いような気がしますけれども、その辺の工事仕様については、どのようになっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 応急的な補修につきましては、直営で常温の合材という袋に入ったアスファルトの合材をそのまま持って行って転圧、その穴に埋めて転圧して開放しているというふうな状態になってはいますが、やはり面的に補修を加熱したアスファルトを布設するとなると、やはりそれなりの予算がかかってきますし、我々直営ではちょっとできない形になりますので、どうしても業者の工事というふうな形になりますので、それはどうしても費用がかかってきますし、あと時間も多少かかりますので、取りあえず我々のほうでは、穴になったところにタイヤが入らないような形で埋めるということにしておりますが、どうしてもその交通量によって転圧のかかり方が違って、高いままで硬くなったり、交通量が多いところだと高くやっても、交通量によって、まただんだん沈んでいくというふうな形になってはいますので、そういったところは経験値で補修をかけておりますが、そういったところも今後注意しながら補修のほうかけていきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号から報告第10号までの7件の報告を終わります。

---

日程第13 議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第13、議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種費用及び関連事務に係る予算を補正するものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を新設補正し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を新設補正し、新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,434万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億1,634万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細について事項別明細により説明いたします。

9ページをお開き願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主要な内容について説明をさせていただきたいと思っております。歳入。14款国庫支出金、1項国庫負担金7,304万1,000円、こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増でございまして、64歳以下のワクチン接種に係る負担金となっております。

同じく2項国庫補助金5,130万2,000円、こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございまして、接種に係る医師、看護師への謝礼、クーポン送付、配送委託料など、ワクチン接種体制確保のための補助金となります。

なお、今回の歳入補正につきましては、歳出予算に対しまして100%国費となっております。

続きまして、歳出にまいります。13ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主要なものにつきまして説明をさせて

いただきます。歳出、4款衛生費、1項保健衛生費1億2,434万3,000円、こちら新型コロナウイルスワクチン接種事業の増5,764万9,000円でございます。こちら64歳以下のワクチン接種費用となります。また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業6,669万4,000円、こちらの内容につきましては、相談業務、集団接種会場対応の会計年度任用職員の報酬、個別接種に係る医療費への協力金、64歳以下へのクーポン作成委託料、集団接種会場の運営経費、ディープフリーザー管理委託料、ワクチンの小分け配送委託料などが主な内容となっております。

以上で議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 13ページの会計年度任用職員報酬、これは何名でいつまで、どのくらいの期間の予算でしょう。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

会計年度任用職員の部分につきましては、相談対応の部分が5名分になりますし、あとは集団接種対応してもらう看護師等の専門職、こちらが6名分になります。いずれも4月から9月までの期間の分を計上させていただいているところでございますし、会計年度のほうの相談対応が5名、集団接種対応の専門職が6名という内容になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第47号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(藤原由巳議員) 以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和3年矢巾町議会定例会4月第2回会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員